別表第二（第６条関係）（平18国交令63・平18国交令91・平19国交令34・平21国交令30・平27国交令４・平27国交令38・令元国交令６・一部改正）

財　務　諸　表

第１号様式

貸　借　対　照　表

年　月　日

（会社名）

資産の部

Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		××	
受取手形		××	
高速道路事業営業未収入金		××	
未収入金		××	
未収収益		××	
短期貸付金		××	
有価証券		××	
仕掛道路資産		××	
原材料		××	
貯蔵品		××	
高速道路事業受託業務前払金		××	
受託業務前払金		××	
前払金		××	
前払費用		××	
・・・・・・・		××	
その他の流動資産		××	
貸倒引当金		△　××	
流動資産合計			××
Ⅱ　固定資産			
A　高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	××		
減価償却累計額	△　××		
減損損失累計額	△　××	××	
構築物	××		
減価償却累計額	△　××		
減損損失累計額	△　××	××	

機械及び装置	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
車両運搬具	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
工具、器具及び備品	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
・・・・・・・・		××		
土地		××		
建設仮勘定		××	××	
無形固定資産				
・・・・・・・			××	××
B （何）事業固定資産				
有形固定資産				
建物	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
構築物	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
機械及び装置	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
車両運搬具	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
工具、器具及び備品	××			
減価償却累計額	△ ××			
減損損失累計額	△ ××	××		
・・・・・・・		××		
土地		××		
建設仮勘定		××	××	
無形固定資産				
・・・・・・・			××	××

C　各事業共用固定資産				
有形固定資産				
建物	××			
減価償却累計額	△　××			
減損損失累計額	△　××	××		
構築物	××			
減価償却累計額	△　××			
減損損失累計額	△　××	××		
機械及び装置	××			
減価償却累計額	△　××			
減損損失累計額	△　××	××		
車両運搬具	××			
減価償却累計額	△　××			
減損損失累計額	△　××	××		
工具、器具及び備品	××			
減価償却累計額	△　××			
減損損失累計額	△　××	××		
・・・・・・・		××		
土地		××		
建設仮勘定		××	××	
無形固定資産				
・・・・・・・			××	××
D　その他の固定資産				
有形固定資産				
・・・・・・・			××	××
E　投資その他の資産				
関係会社株式			××	
投資有価証券			××	
関係会社出資金			××	
出資金			××	
長期貸付金			××	
長期前払費用			××	
繰延税金資産			××	
・・・・・・・・			××	
その他の投資等				
貸倒引当金			△　××	××
固定資産合計				××

Ⅲ　繰延資産		
創立費	××	
開業費	××	
開発費	××	
株式発行費	××	
道路建設関係社債発行費	××	
その他の社債発行費	××	
繰延資産合計		××
資産合計		××
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
支払手形	××	
高速道路事業営業未払金	××	
短期借入金	××	
１年以内返済予定長期借入金	××	
１年以内償還予定社債	××	
未払金	××	
未払費用	××	
未払法人税等	××	
預り連絡料金	××	
預り金	××	
高速道路事業受託業務前受金	××	
受託業務前受金	××	
前受金	××	
前受収益	××	
役員賞与引当金	××	
賞与引当金	××	
（何）引当金	××	
・・・・・・・・	××	
その他の流動負債	××	
流動負債合計		××
Ⅱ　固定負債		
道路建設関係社債	××	
その他の社債	××	
道路建設関係長期借入金	××	
その他の長期借入金	××	

繰延税金負債		××	
受入保証金		××	
退職給付引当金		××	
役員退職慰労引当金		××	
（何）引当金		××	
のれん		××	
・・・・・・・・・		××	
その他の固定負債		××	
固定負債合計			××
負債合計			××
純資産の部			
Ⅰ　株主資本			
資本金			××
新株式申込証拠金			××
資本剰余金			
資本準備金		××	
その他資本剰余金		××	
資本剰余金合計			××
利益剰余金			
利益準備金		××	
その他利益剰余金			
（何）積立金	××		
繰越利益剰余金	××	××	
利益剰余金合計			××
自己株式			△　××
自己株式申込証拠金			△　××
株主資本合計			××
Ⅱ　評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			××
繰延ヘッジ損益			××
土地再評価差額金			××
評価・換算差額等合計			××
Ⅲ　新株予約権			××
純資産合計			××
負債・純資産合計			××

備考

1　高速道路事業以外の事業を兼営する場合には、（何）事業固定資産を主要な事業ごとに記載する。

2　不動産業、物品販売業、製造工業等を兼営する場合には、各部の項目について一般の商工業の例にならって別の科目を設けることができる。

3　会社法（平成17年法律第86号）第435条第２項の規定により作成する場合には、様式を勘定式とすることができる。

4　会社法第435条第２項の規定により作成する場合には、有形固定資産について減価償却累計額を控除した残額のみを記載することができる。

5　会社法第435条第２項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減損損失累計額は、６及び７による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（４により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

6　減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

7　減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。

8　投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。

9　自己株式は控除する形式で記載しなければならない。